

(別紙)

謝 罪 文

日本国は、中国に対する侵略戦争において、国際法で禁止されていた都市爆撃を行いました。

日本国は、1938年から1944年にかけて、中国重慶市、成都市、樂山市、自貢市、松潘県及び瀘州市において、東京高等裁判所係属の2015年(ネ)第1790号謝罪及び損害賠償請求控訴事件の控訴人らの肉親ないし控訴人ら自身などの多数の中国人を、爆弾、焼夷弾により殺傷し、また家財などの財産を破壊しました。

ここに、日本国政府を代表して、上記の裁判の控訴人の方々に、日本国が、国際法に明白に違反する、人類史上稀にみる非人道的な残虐行為である一般住民への都市爆撃を行い、計り知れない被害をもたらしたことについて深く謝罪いたします。

加えて、日本国が、70数年間にわたり謝罪と賠償をせず、被害者の方々に癒えることのない悲しみと苦痛を強い続けてきたことについて深く謝罪いたします。

日本国政府は、上記の謝罪にふまえ、二度と侵略戦争を繰り返さないことを決意するとともに、日本国が行った重慶市、成都市、樂山市、自貢市、松潘県及び瀘州市への爆撃に関する文書や資料で国や公共団体が保管するすべてのものを公開するなどして重慶大爆撃の加害と被害に関する事実について徹底した事実調査を行うこと、また歴史教育を行うなどして日本国が中国に対する侵略戦争の中で重慶大爆撃を行った事実を後世に伝えること、さらに日本と中国の間の真の友好と信頼の関係を築くためにあらゆる努力を傾注することを約束いたします。

200*年**月**日

内閣総理大臣 × × × ×